

# 資金調達の日滑化を図る電子記録債権と電手決済サービスの動向

◎日本電子債権機構株式会社 取締役企画部長 上原高志

## はじめに

電子記録債権法（以下、法）が、平成二十年十二月に施行され、翌二十一年六月に国内初の電子債権記録機関である日本電子債権機構（以下、JEMCO）が誕生。その後、同十一月に国内初の電子記録債権が発生してから一年以上が経過した。本稿では、会計事務所の関与先中小企業にも影響が予想される電子記録債権制度の概要を解説し、マーケットポテンシャルや現状の利用状況、今後の課題などについて言及していきたい。

## 電子記録債権制度の概要

### (1) 手形と売掛債権活用のニーズに応える

従来、伝統的な決済手段であった手形取引は、運搬・保管リスクや、収入印紙取立・郵送手数料といったコスト負担などを背景に大企業を中心に急激に縮小。

バブルピーク時に一〇七兆円（九一年三月末、法人企業統計）であった手形残高は、足元では二八兆円（〇九年三月末、同）まで減少している。反面、掛取引は常に一〇〇兆円を超える残高で推移しており、企業間取引の主体は完全に手形から掛けへとシフトしたと言えよう。一方、売掛債権は目に見えないため存在確認が困難であり、特に中小企業が債権を流動化して資金調達をすることは、その手間などから非常に困難であった。そういう

バブルピーク時に一〇七兆円（九一年三月末、法人企業統計）であった手形残高は

■ 支払手形・買掛金残高推移（法人企業統計より）

（兆円）

	75年度	80年度	85年度	90年度	95年度	00年度	05年度	09年度
支払手形	54	81	87	107	87	62	40	28
うち大企業	19	26	26	30	24	16	9	5
買掛金	33	57	74	121	130	137	151	130
うち大企業	13	22	27	49	53	60	71	62

た企業の資金決済慣行のシフトに応じて、手形の使い勝手の良さを残しながら売掛債権を活用できる「良いとこ取り」の新制度を法律によって創設する機運の高まりのもと、電子記録債権制度が誕生した。

### (2) 電子記録債権制度とは

電子記録債権制度とは、従来の手形や債権譲渡に係るリスク・コストを削減して、売掛債権などを保有する事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的に創設された制度である。電子記録債権は、手形債権や売掛金・貸付金などの指名債権などと異なる「新しい類型の金銭債権」で、JEMCOのような国から指定を受けた電子債権記録機関が調製する記録原簿と言われるデータベースに電子的な記録を行うことで権利関係が定められる。この記録原簿を閲覧することで、債権の存在や内容・債権者の情報（帰属）を可視化し、手形同様に債権買取や裏書譲渡

などを安全かつ容易に行うことを可能としている。

加えて、法律面では従来の一括決済方式（ファクタリング）のような関係者間における契約によって成立している仕組みと異なり、債権の内容や効力については電子記録債権法で、また、下請代金の支払い手段として手形と同等に扱われる旨が公正取引委員会から発出される事務総長通達および取引部長通知（平成二十一年六月十九日事務総長通達第一二二号、同取引部長通知）により明確に定められ、法律上にて手当されていない一括決済制度等に比べて信頼性が高い仕組みとなっている（但し、特定の金融機関やSPCにおいてのみの資金化に限定されるものについては、下請事業者の自由譲渡性が大きく制限されるといった観点から、下請法上の取扱いについては疑義が残るといった指摘も、一部の有識者からは挙げられている）。

### (3) 会計上の取扱い

「新しい類型の金銭債権」である電子記録債権であるが、既に会計上の取扱いについては、企業会計基準委員会より平成二十一年四月九日に実務対応報告（実務

対応報告第二七号「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」により、会計処理および表示に関する実務的な取扱いが明確化されている。具体的には、電子記録債権については、今後も並存する手形債権に準じて取扱うことが適当であるとされ、貸借対照表上、手形債権が指名債権とは別に区分掲記される取引（売掛金や買掛金など）に関しては、電子記録債権についても指名債権とは別に区分掲記することとし、「電子記録債権（又は電子記録債務）」等、電子記録債権を示す科目をもって表示することとしている。このため、発生記録により売掛金に関連して電子記録債権を発生させた場合には、電子記録債権を示す科目に振り替え、また、譲渡記録により当該電子記録債権を譲渡する際に保証記録も行っている場合には、受取手形の割引高又は割引譲渡高と同様に、財務諸表に注記を行うこととしている（なお、本報告においても、当然のことながら重要性が乏しいときには、「受取手形（又は支払手形）」に含めて表示できることも認めている）。既に、多額の電子記録債権を取扱っている大企業では「電子記録債務」といった新たな勘定科目の採用が始まっており、一部報道によ

れば、二十三年三月中旬決算（二十二年九月）において、日鐵商事株式會社が国内で初めて連結貸借対照表の負債の部に三九億円の電子記録債務を計上している（二十二年十一月十日日本経済新聞）。

## JEMCOが運営する「電手決済サービス」

### (1) 産業ピラミッドにおける信用創造

国内初の電子債権記録機関であるJEMCOでは、二十一年十一月のカゴメによる国内第一号の電子記録債権の発生を皮切りに、二十一年から二十二年を市場創造期と位置付け、信用力の高い大企業における電子手形（以下、電手と略）の利用促進を推進している。JEMCOにおける事業コンセプトは、「中小企業の円滑な資金調達のためには、信用力の高い電手市場の創造が最も重要。単なる手形の電子化では信用リスク面では何らの補完にもならない」とし、主な支払企業を大企業と定め、彼らにとって利便性の高い仕組みを提供することに重点を絞ったシステム開発を進めてきている。具体的には、大企業が商取引の管理に用いている取引先コードや、納入企業が売掛金

を消し込む際に必要となる部署コードの  
情報などを電手情報に付随させて通知す  
ることにより、これまで培ってきた納入  
企業とのやり取り（債権・債務の消し込み  
や照会の手順など）を変更することなく電  
手が利用できるような工夫を施している。  
仮にこういった実務的な相互の経理処理  
において変更が生じた場合、大企業や納  
入企業双方にとつて導入の「デメリット」  
が生じ信用力の高い電手が創造されず、  
結果、先に見た支払手形の減少を打ち返  
す有効な資金調達手段を提供するといっ  
た電子記録債権制度そのものの目的が達  
成できないものと理解している。「まずは  
大企業に利用してもらおう」ことに主眼を  
おき電手市場の形成を促進させれば、発  
生した信用力の高い電手はこの金融機  
関でも「割引たがる」債権となり、もつて、  
中小企業の円滑な運転資金の有効な調達  
手段として活用されることと考えている。

## (2) マーケットポテンシャル

電手市場の潜在的な市場規模として、  
事業計画策定時にシンクタンクにて試算  
した結果、国内大企業トップ一〇〇社（業  
界内地位や規模等からJEMCOにて抽

出）で、最大二三兆円と見積もっており、  
その裾野は三次納入企業まで含めると七  
一兆社に及ぶものと想定している。但し、  
これは現在の振込決済なども含めた全て  
の支払が電手に移行した際の最大ポテン  
シャルであり、実際にはこの一〇％に当  
たる約二兆円を電手の発行市場として当  
面十年をかけて創造していきたいと考え  
ている。このうち、割引として資金調達  
に利用される規模は約二割（現行の一括決

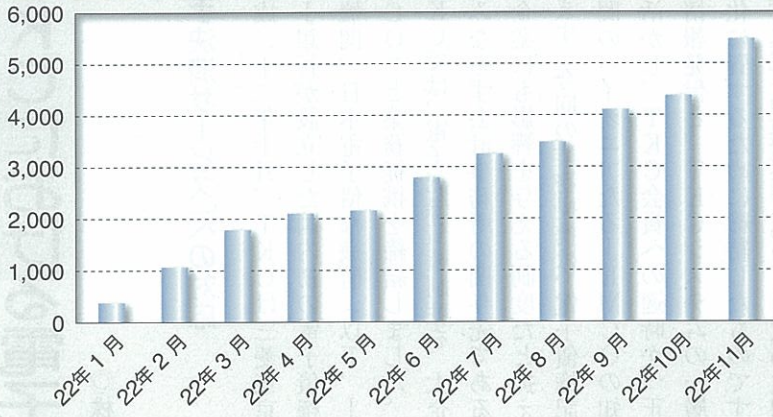
済方式では約三割が資金化されている）の四  
〇〇〇億円程度と見込んでおり、相応に  
中小企業の資金調達円滑化に貢献できる  
ものと想定している。先に挙げた買掛金  
（債権者の売掛金）一三〇兆円（うち大  
企業六二兆円）のうち、既に支払サイト  
の長い債権についてはABLなどの仕組  
みを通じて流動化されているものの市場  
関係者へのヒアリングではABC Pや一  
括決済方式などと併せても、その活用は  
未だ約二〇兆円程度に留まっている模様  
である。今後は、電手の仕組みを従来の  
掛取引や翌月末締め・翌々月末払いなど  
といった一〜二ヶ月サイトの振込決済な  
どもにも活用を拡大してもらい（支払側の  
大企業からみれば、入金時期が変わらなければ、  
単なる「振込予約」の位置づけにすぎない）、

売掛回転期間の実質的な短縮につながる  
ような利用方法を提案していきたいと考  
えている。幸いなことに、既に電手決済  
サービスを導入済の大企業の中には、こ  
ういった利用を念頭において管理会計シ  
ステムの更改を実施された企業も少なく  
なく、制度普及の啓蒙活動や後述する会  
計ソフトとの連携などの環境整備を進め、  
逸早く実現して参りたいと考えている。

## (3) 電手の利用状況

電手利用者の状況は、二十二年十一月  
末時点で約五五〇〇社となり順調な拡大  
を続けている。従来、二十二年上期まで  
のトレンドであった月間五〇〇社程度の  
拡大ペースも、支払企業側におけるシス  
テム手当が順次終了していくことや記録  
機関における受付体制・コールセンター  
機能強化などの整備も終了したことから、  
二十二年下期以降は、一〇〇〇〜二〇〇〇  
社へと従来の二〜四倍のペースへ増加し  
ていくことを見込んでいる。こうした利用  
者拡大を下支えするもう一つの背景として、  
地域金融機関における電手買取サービス  
のリリースも大きく寄与しているものと  
理解しているが、これについても、既に

■利用契約者数の推移 (社)



サービス開始をプレスリリースしているものだけでも二十二年十二月末までに三二行(地銀のほか、信用金庫や商工中金を含む)に上っており、この流れについても未参加行との調整状況などを踏まえれば、当面、拡大傾向が続くことが予想される。こうした流れを背景に、JEMCOでは、二十二年度末時点で利用契約者数は一万

社を突破するものと見込んでいる。

## 進化する電手決済サービス

### (1) 追加開発の状況

電手決済サービスの追加開発は、二十一年七月の開業以降、先に挙げた取引先コードなど付随情報の還元機能や画面に表示される保有債権一覧のダウンロード機能など利用者からの要請、および大量の事務・システム処理の安定稼働を見通したJEMCO内の一層の事務効率化・BPRに寄与する機能追加などを目的に、既に六次開発までを完了している。現在、進行中の七次開発(二十三年二月終了)においては、利用者からの要請が高まっている残高証明書機能の追加を計画しており、開業後約一年半かけて行ってきた「利用者要請に基づく追加開発」も一定の目的を迎え、漸く熟れたシステムになってきている。

### (2) 会計ソフトとの連携による経理業務の効率化、内部統制強化

単なる決済・資金調達手段としての電

手決済サービスの開発に一定の目的がつか中、今後の課題としては、会計ソフトとの連携による電手利用者の会計・経理処理への貢献が重要と認識している。そうした課題解決の橋頭堡として、JEMCOでは、会計・経理処理の専門家であるTKCと二十二年十月に業務提携を締結した。TKCとの業務提携においては、多くの会計人との取組の中で培われた会計・経理処理における専門的な知見や実務的な要請をJEMCOの今後の機能強化に反映していくとともに、未だ社会的認知度の低い電子記録債権制度そのものの啓蒙活動などにおいても積極的な支援を願う次第である。

また、電手の採用により、電子データによるシームレスな債権回収および入金管理や、自社の帳簿の記載との照合作業自動化による計算書類の誤謬のチェックの徹底など財務報告の信頼性の向上にも貢献できるような取組なども周辺業界の方々と積極的に取り組んで参りたい。

上原高志◎うえはらたかし  
95年東工大工学部卒、三和銀行(現三菱東京UFJ銀行)入行。事業調査部、企画部、法人企画部を経て、08年から日本電子債権機構取締役企画部長を兼務。